

## 金沢都市計画区域区分の変更について (石川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」変更する。
2. 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 1 2 年 (基準年)	平成 2 2 年 (目標年)
都市計画区域内人口	5 2 5 , 2 0 0 人	5 4 7 , 8 0 0 人
市街化区域内人口	4 8 9 , 6 0 0 人	5 1 4 , 2 0 0 人
配分する人口	-	5 1 2 , 1 8 0 人
保留する人口	-	2 , 0 2 0 人
(特定保留)	-	2 , 0 2 0 人
(一般保留)	-	0 人

### 理 由

現在、大水深岸壁や臨港道路の整備が進む、金沢港周辺の大野町新町地区及び栗崎地区において、今後、港湾を活用した工業地としての一体的な土地利用を図るため、市街化区域に編入するものである。

(参考)

1. 都市計画区域の概要

金沢都市計画は、金沢市、内灘町、野々市町の1市2町からなり、都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模 (最終変更H19.12.14)(単位:ha)

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
金沢市	46,777	22,300	9,905	15,057
内灘町	2,038	1,306		
野々市町	1,356	1,356		
合計	50,171	24,962		

2. 変更方針

第5回一斉見直し時については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の決定に伴い人口フレームの変更を行っている。

市街化区域への編入については、農林漁業上その他の土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の土地について、産業の将来の見通し、市街化における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにして、設定するものとしている。

今回、大野町新町地区及び粟崎地区(A=38.6ha)において、港湾を活用した工業地としての一体的な土地利用を図るため、市街化区域に編入しようとするものである。

3. 変更の内容

(1) 人口

(単位:千人)

	前回計画(第5回見直し・保留解除)			今回計画(変更なし)		
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成12年	528.6	525.2	489.6	528.6	525.2	489.6
平成22年	551.0	547.8	(2.0) 514.2	551.0	547.8	(2.0) 514.2

(注) 市街化区域の平成22年人口には保留人口を含む。( )数字は保留された人口

(2) 面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha) 50,171	(ha) 24,962	(ha) 9,905	(ha) 39	(ha) 0	(ha) 39	9,944	(ha) 56	(人/ha) 75

(注) 可住地人口密度は保留された区域を含まない。

( 3 ) 市街化区域編入予定箇所

市町名	図面 番号	地区名	面積 ( ha )	土地利用	編入理由
金沢市	1	大野町新町地区	23.0	工業系	開発行為
金沢市	2	粟崎地区	15.6	工業系	開発行為